

路面下空洞調査業務委託総合評価委員会設置要領

(設置)

第1条 市長は、建設緑政局道路河川管理部路政課が発注する路面下空洞調査業務委託において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札を実施するに当たり、落札者の決定等について適正な審議を行うため、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱第4条に基づき、路面下空洞調査業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 落札者決定基準の設定に関する事。
- (2) 価格以外の評価に関する事。
- (3) 落札予定者の決定に関する事。
- (4) 入札参加者からの疑義照会に関する事。
- (5) 著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査に関する事。
- (6) その他必要と認められる事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、建設緑政局道路河川管理部長、建設緑政局総務部企画課長、建設緑政局総務部技術監理課長、建設緑政局道路河川整備部施設維持課長をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、建設緑政局道路河川管理部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、建設緑政局道路河川管理部路政課に置く。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他必要な事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。